

令和2年4月16日

公私連携型保育所廿日市保育園利用中の
保護者の皆様へ

公私連携型保育所廿日市保育園長 陣川 普一

**保育園等において新型コロナウイルス感染症が発生した
場合の対応について(お知らせ)**

日頃から当園の保育運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

現在、日ごとに深刻さを増す新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今後の対応について、市から現段階における対応方針が示されましたので、お知らせいたします。

また、保護者の皆様には、登園前の体温計測や、家庭保育可能な場合の登園自粛について、引き続き、ご理解とご協力の程、よろしく申し上げます。

以下、市の対応方針となります。

【感染状況ごとの対応】

今後、保育園関係者が感染した場合の対応は、原則、次のとおりです。

休園又は登園停止等の期間については、状況に応じ、その都度判断する事になります。

対 象	感染の状況	対 応
園 児	感染	園児が在園する保育園を臨時休園 (※1) 園内消毒、その他の園児・職員の健康状態の観察など
	濃厚接触 (※2)	当該園児を感染者との接触日から14日間の登園停止
	感染の疑い	当該園児を登園自粛要請又は協力依頼
	感染予防に伴う登園自粛	県内発生終息時(「廿日市市新型コロナウイルス感染症対策本部」により決定の市主催のイベント等の自粛期間内)まで、連続14日以上(土日祝日含む)の登園がない場合、保育料日割り計算の対象
職 員	感染	職員が勤務する保育園を臨時休園 (※1) 園内消毒、その他の職員・園児の健康状態の観察など
	濃厚接触 (※2)	当該職員を感染者との接触日から14日間の出勤停止
	感染の疑い	当該職員を出勤停止
保護者	感染	当該園児を感染者との接触日から14日間の登園停止
	濃厚接触 (※2)	当該園児を登園停止又は登園自粛要請
	感染の疑い	当該園児の登園自粛について協力依頼

※1 各対応については、広島県及び市関係部署と協議・検討を行った上で決定

※2 濃厚接触は、PCR検査を受ける対象となった者をいう。

【保育料及び給食費の取り扱い】

今後【感染状況ごとの対応】に該当の場合、保育料及び給食費は日割り計算とします。対象期間は、市内小中学校が休業となる4月17日（金）からとし、保護者の方から申請していただくことを予定しています。

【登園自粛等する場合の在籍扱い】

長期間登園をしない場合の在籍扱いについて、その理由がコロナウイルス感染症に係る登園自粛によるもの限り、以下のとおりとします。

現在：原則、概ね一か月以上の登園がない場合は一旦退園の要請

変更後：概ね三か月まで登園がなくても在籍可能 ※6月末まで

※今後「広島県の感染拡大警戒宣言」などの状況を踏まえ、在籍可能期間の延長についても検討

【市内で感染拡大となった場合】

今後、市内で感染拡大となった場合でも、園児又は職員が対象者でない限り、通常どおり開園します。ただし、感染症拡大防止の為、家庭内保育が可能な保護者には登園自粛の協力を求めることがあります。※保育園の利用を制限するものではありません。

また、全園が休園する事態となった場合、社会的要請が強い職業（医療従事者など）に就いている保護者に限定した保育実施を予定しています。

お問い合わせ：
公私連携型保育所廿日市保育園
電話 30-7725

廿日市市福祉保健部
こども課保育グループ
電話 30-9154